

平成21年第5回太良町議会（臨時会第2回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成21年11月30日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成21年11月30日 9時28分			議長	坂口久信
	閉会	平成21年11月30日 9時45分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	5番	牟田 則雄	6番	川下 武則	7番	見陣 泰幸
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	佐藤 慎一		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	江口 司		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	桑原 達彦	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	高田 由夫		
	健康増進課長	松本 太	太良病院事務長	毎原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成21年11月30日（月）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案一括上程  
町長提案 議案第70号～議案第73号  
町長の提案理由の説明
- 日程第4 議案第70号 太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第71号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第72号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第73号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

---

午前9時28分 開会

### ○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成21年11月臨時議会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、全議員出席をしていただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成21年第5回太良町議会（臨時会第2回）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として、5番牟田君、6番川下君、7番見陣君、以上3君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定について

### ○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期につきましては、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### 日程第3 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案の一括上程。

町長提案の議案第70号から議案第73号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。平成21年第5回太良町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議案第70号から議案第73号は、国家公務員の給与改定に準じ、議員、町長、副町長、教育長及び職員の給与等を改正するため、提案するものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

### 日程第4～第6 議案第70号～議案第72号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第70号 太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6. 議案第72号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案を一括議題といたします。

質疑の方は議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方、ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

議案第70号の第5条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」をとっていると、これは「を」でよろしゅうございますか。どちらですか。ちょっと意味がわかりにくいんですが。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

これについては読みかえ規定ということで、これとこれについてはこれにかえますよということの改正条文でございますので、この条文で結構かと思えます。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

**○12番（木下繁義君）**

この改正は、これはもう人勸による全国統一のものでしょうか。その辺についてお尋ねします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

これについては8月11日、人事院勧告が出まして、それに伴う全国的な改正でございますけれども、今回、議案第70号から第72号までについては期末手当の率を落とすと。それで、議員については6月の期末手当は1.6を1.45、12月については1.7を1.65というふうに、これは町長、副町長、教育長も同じ率の改定でございます。

以上でございます。

**○9番（末次利男君）**

今回の給与改定ということで議案に上がっておりますけれども、大体、今の説明で8月の人勸によるものだというのですが、最近めっきりそういう話は減りましたけれども、一時、町民の中から議員の報酬が高いんじゃないかという話が再三出て、非常に混乱というのですか、各議員に自分の報酬は高いのか安いのかというところまで突きつけられた経緯もございます。そういう世の中、これはもう世の中が非常に厳しい状況の中で、そういう御意見というのはごもっともだという思いも一方ではするわけです。

そういった中で、最近非常に議会、佐賀県でも10町になりましたけれども、私の知っておる範囲では太良町議会も若い人が必ず、若い人というか、30代以下の人、40代以下の人が議員として立候補されたんですけど、最近非常にそういう傾向がないということは、やっぱりそういうことも反映してなのかですね、将来的に太良町の議会がどうなっていくのかというのが少しではありますけれども、危惧しておるところでございます。この太良町のラスパイレス指数あたりはどのようになっているのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

ちなみに平成20年度、太良町については93.4、町村の平均は94.7、県の平均では96.4ということで、町村の平均より下だということになっております。

以上でございます。

**○8番（久保繁幸君）**

今回の改定で年間どれくらいの節減ができるのか、お尋ねいたします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

今回の改定については職員の分も、また後の議案になりますけれども、それとあわせるところで一般会計の分だけでいきますと、職員が87名ということで計算しておりますけれども、年間で約11,400千円程度、平均しますと、それを割り返すと132千円程度の減額になるかなと思っております。賞与の分と給与の分ですね、この分が改定になっております。

以上でございます。

**○6番（川下武則君）**

これをして10,000千円ちょっとの給与を皆さんのやつを減らして、働く意欲が減ったりとか、ほかの市町村に比べてそんなに給与も高くないのに、やっぱりこれをしないとうまくないんですかね。私自身の個人的な考えですけど、やっぱり議員報酬ももちろんですが、職員の給与もなんですけど、ほかの市町村と比べたときにそんなに高くないのに、国のほうがするけんが太良町までというのはいかなもんかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○町長（岩島正昭君）**

議員からありがたいお言葉をいただいたわけですが、ここ昨年、ことしという形で1次産業の価格低迷で、1次産業の農家等々が所得も低い中で、やっぱり人事院勧告がこういうふうに発令して全国的に減額をしよるという中ですから、町内の農業関係の所得を考慮した上で、どうしても合わせたごととして、やっぱり職員の給料も下げんことには町民の皆さんたちの批判も受けるということで、職員の御理解も得た上でこういうふうに提案をしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

最初に、議案第70号 太良町議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について。本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第71号 町長及び副町長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について。

本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

最後に、議案第72号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第7 議案第73号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第73号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑の方、ありませんか。

○9番（末次利男君）

これも先ほど来の説明ですけれども、人事院勧告ということですが、世の中の流れというんですか、分権改革という流れの中で、これはもし、この人勧の給与勧告に基づいた給与体系をしいたところじゃなくて、独自の給与体系をした自治体があるのかないのか。県内は10町ありますけれども、余り聞いたことなかですが、全国的にはそういう例があるのかないのかですね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

全国的なことは私も調べておりませんが、県内の自治体については全部国の給料表を適用して、あとはそれを一時的に、県の場合も給与カットするという感じでしているところはあるかもしれませんが、大体全国的に同じようなあれをしているんじゃないだろうかと思っております。大体、人事委員会というのは市町村で持っておりませんので、県におかれまして県の人事委員会とか、そういうのに相談しながら私たちもしておりますので。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

先ほど川下議員のほうから、安くなったら働く意欲がどうかという質問も出ましたが、大体この給与に対して、一般的に太良町の平均所得と、それから職員の平均所得と比較したというような今の末次議員の関連みたいな質問になるんですが、それがもし比率が出ておったら教えていただけませんか。そして、出ていない場合は、それはぜひ10町村あったら10町村分の比較対照表をでき次第いただければと思うんですが、どうでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

比較対照したものはありません。これについては、先ほど言いましたように私たちは人事委員会を持ちませんので、県とか国を参考にしながら、国の制度を利用しながらさせてもらっておりますけれども、ほかの町村等についてもそういうふうなデータを持っていないかと思しますので、そういうふうなデータをもし持っている町村があったら、ぜひとも資料等については収集をしたいと思っています。

**○12番（木下繁義君）**

8ページの第12条第4項中「40時間」を「38時間45分」というような、この内容の説明を求めます。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

これについては前回の議会のときに申しましたけど、週の勤務時間を40時間から38時間45分に改正をしたんですけれども、ここの条文だけ修正が漏れておりましたので、今回、条文整理ということで改正をさせていただいておる状況でございます。

**○12番（木下繁義君）**

そしたら、今まで40時間を、漏れておったということですが、現在、改正に伴って38時間45分の設定でやっていらっしゃるわけですか。結局、報酬を下げたけん時間を短縮というような解釈でいいんですか。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

その時間の短縮と報酬の金額とは関係ありません。

**○8番（久保繁幸君）**

今の38時間45分の勤務時間の問題なんですが、通常、8時半からと思うんですが、この1時間15分短縮はどのような振り分けになるわけですかね。最後、帰られるのは5時でしょう。今までは8時間、八五、四十ですね、その辺の勤務時間帯がどのようになるのかお伺いします。

**○総務課長（岡 靖則君）**

お答えいたします。

帰りの時間は5時15分です。昼休みの時間を当時45分に一回しましたけれども、また1時間に戻したという感じになっております。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第73号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

これで本臨時会に付議されました事件は議了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成21年第5回太良町議会（臨時会第2回）を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前9時45分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則

署名議員 見 陣 泰 幸